

特定非営利活動法人自殺対策支援センター ライフリンク・京丹後市
～ICT等を活用した「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して～
「自殺対策 SNS 等相談事業における連携自治体事業」
協定を締結

令和4年1月20日
京丹後市役所

この度、特定非営利活動法人自殺対策支援センター ライフリンク（以下ライフリンクという。）と京丹後市との間で「自殺対策 SNS 相談事業における連携自治体事業」に関する協定を締結しましたので、その内容につきましてお知らせいたします。

本協定は、2010年以降減少傾向にあった自殺者数が新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会環境の悪化等により増加に転じ、とりわけ若者や女性の自殺者増加が社会問題になる中、自殺リスクを抱え支援が必要な方（相談者）に対し、基幹 SNS 相談事業者として国の選定を受けたライフリンクと本市が連携し、「入口から出口までの包括的な生きる支援」への取組となる、自殺対策 SNS 等相談事業「連携自治体事業」に係る協定を締結し、相談者に対してきめ細かな支援を迅速に行います。京丹後市は、第一期「連携自治体」として、全国に先駆けてライフリンクと協定を締結します。

（本事業に取り組む全国の各自治体がライフリンクと同様の協定を締結されます。）

協定締結後は、多くの市民の方々に、SNS 等相談窓口を知っていただく広報活動を行うとともにライフリンクとの連携を通じて、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を推進いたします。

【実施事業内容】

1. つなぎ支援事業の実施
2. 自殺対策相談窓口の案内カードの送付
3. 相談支援の質の向上

【締結相手】

東京都千代田区九段北 4-3-8 市ヶ谷 UN ビル 4階
特定非営利活動法人自殺対策支援センター ライフリンク
代表者 清水 康之

【締結日】

令和4年1月19日（火）

（お問合せ先）

京丹後市健康長寿福祉部健康推進課 金木・丸山
TEL : 0772 - 69 - 0350 FAX : 0772 - 62 - 1156

協定概要

「自殺対策 SNS 等相談事業における『連携自治体事業』協定書」

1 目的

本市と特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクが連携して、自殺リスクを抱えて支援を必要とする相談者を適切な支援機関につなぎ、相談者が必要な支援を受けることで「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を進めることを目的としています。

2 事業の内容

自殺リスクを抱えて支援が必要な方に対し、その方が抱える問題解決に向けて具体的な相談・支援につなげる、ICT 等を活用した SNS 等相談支援事業である『連携自治体事業』を実施します。

3 役割

甲【京丹後市】

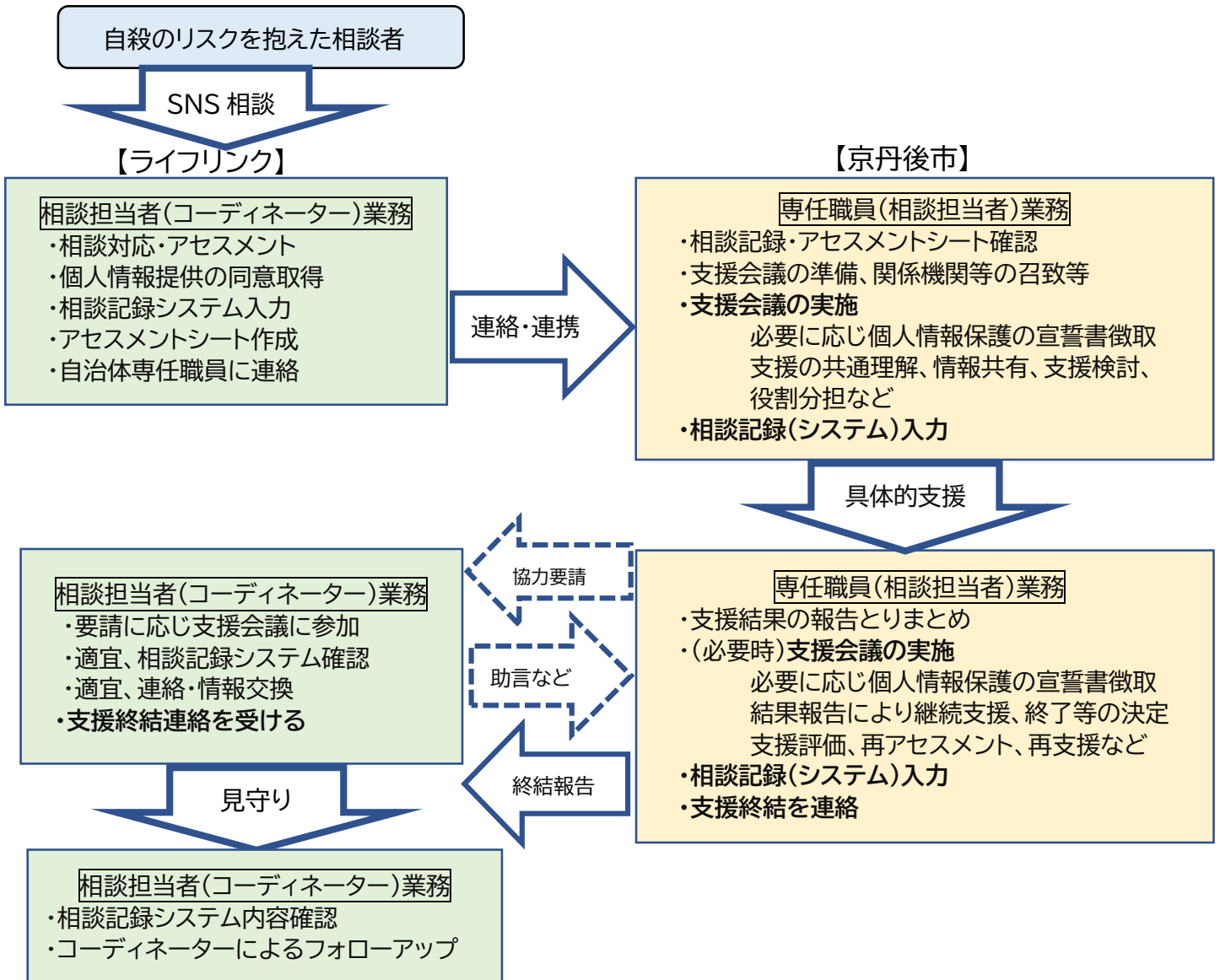
- (1) 自殺対策に関する総合的な施策を所管する自殺担当課の明確化及び専任職員の配置
- (2) 具体的支援のための自殺対策 SNS 等相談事業者のつなぎ支援員及び連携自治体担当職員との連携及び調整
- (3) 具体的支援のための関係機関等による支援会議の開催及びその庶務等
- (4) 具体的支援の調整及び実施、進捗状況の確認、緊急時の対応等
- (5) 具体的支援の調整及び実施、記録の作成及び保管、統計に関する事務等
- (6) プッシュ型支援による相談窓口の周知、研修への参加等

乙【特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク】

- (1) 効果的な支援のための連携自治体との情報交換会や研修・講習の開催等
- (2) 具体的支援のための地域拠点機関との連携等
- (3) 具体的支援のための連携自治体の専任職員等との連携及び調整等
- (4) 具体的支援が必要な相談者へのインテーク及びアセスメント及びつなぎ支援のための同意の取得等
- (5) 具体的支援のための支援会議への参加及び意見交換等
- (6) 具体的支援の進捗状況や支援終了の確認等
- (7) 具体的支援終了後のフォローアップ等
- (8) 具体的支援の記録の作成及び保管、統計に関する事務等

自殺対策 SNS 等相談事業における連携自治体事業の概要

1) つなぎ支援の実施



2) 自殺対策相談窓口の案内カードの送付など

(1) プッシュ型支援

支援につながらないハイリスク者(例:引きこもり)へのアプローチ方法として実施

- ・関係機関等からの情報収集
- ・自治体専任職員(相談担当者)によるハイリスク者への訪問実施

「連携自治体専用相談窓口」
カードの配布など

(2) 広報等で広く相談窓口を周知する

3) 相談支援の質の向上

- ・ライフリンク相談担当者と京丹後市専任職員(相談担当者)による研修等の実施
- ・情報や意見交換会等の実施